

平安時代の儀軌訓読に於ける音義の利用

——仁和寺藏金剛頂經一字頂輪王儀軌音義を中心に——

松 本 光 隆

目 次

はじめに

一、仁和寺藏一字頂輪王儀軌音義について

二、一字頂輪王儀軌音義と一字頂輪王瑜伽念誦儀軌の訓読

おわりに

はじめに

金剛頂經一字頂輪王儀軌音義（一字頂輪王儀軌音義）は、特にその音義部分においては金剛頂經一字頂輪王瑜伽一切時
処念誦成仏儀軌（一字頂輪王儀軌）の語句を抜き出し、それについて義注・音注・和訓を記したもので、国語資料として
注目されるものである。濟暹の弘法大師制作目録、覚饒の高祖制作目録、心覚の大師制作目録などにより、空海撰とさ
れているものであるが、真撰か否か問題とされている音義である。築島裕・小林芳規両博士は、高山寺藏の鎌倉時代写
の三本について、御高論を発表され、⁽¹⁾ 伝本に二系統があること、現存本音義は原撰本系類聚名義抄に登載された一字頂
輪王儀軌音義と、字母に至るまでよく一致すること、本音義の仮名づかい等の検討から、空海撰として矛盾のないこと

などを説かれた。

本稿で問題とするのは、仁和寺蔵の一字頂輪王儀軌音義院政期写本を中心とした音義の訓読への利用に関する問題である。

一、仁和寺蔵一字頂輪王儀軌音義について

仁和寺蔵の一字頂輪王儀軌音義は仁和寺現所蔵の一帖で、塔頭蔵第七箱に伝えられているものである。

○院政期写、粘葉装柀型、斐紙（楮交り）、「心蓮院」朱印、「仁和寺／心蓮院」複廓朱印、縦一八・五、横一五・一、押界七行、界高一四・二、界幅一・八、朱点（喜多院点、院政期）、白点（仮名、喜多院点、院政期）、尾題ナシ、紺地紙原表紙

（表紙）「甲／第九箱」

（外題）一字儀軌音義次第

（内題）金剛頂經一字頂輪王儀軌音義

（奥書）
（別筆）「心蓮院」

書誌は、右に掲げたごとくである。「心蓮院」「仁和寺／心蓮院」の二顆の朱印が押捺され、仁和寺に伝えられた資料であると認められるが、奥書は、書写加点に関するものがない。訓点には、白点と朱点とが存し、共に、喜多院点を使用しており、院政期の書写と推定される資料である。ヲコト点の喜多院点から、真言宗系統の資料であると認められる。

一字頂輪王儀軌音義の他の平安・鎌倉時代の伝本は、以下に掲げた五資料に管見が及んだ。

1、高山寺甲本（第一八五函第138号）

○鎌倉時代承元二年写、粘葉装、朱点（仮名、ヲコト点、喜多院点、承元二年）

平安時代の儀軌訓読に於ける音義の利用

(奥書) 本、/以光明山本書寫比校共了

安元三季五月廿日以阿闍梨御房御本/比校付異本浦書等了

建久二季二月以或本交了両三字直之 (以上本奥書)

承元二季七月十八日書了 覚経/被直本定書寫之了

2、高山寺乙本(第一八九函第37号)

○鎌倉時代初期写、粘葉装、訓点ナシ、尾欠

3、高山寺丙本(第一五三函第33号)

○鎌倉時代初期写、粘葉装、訓点ナシ、奥書ナシ

4、東寺觀智院甲本(又別第三二函第21号)

○南北朝時代貞法三年写、粘葉装、訓点ナシ

(奥書) 貞治三年七月六日於上乘院東房書之

(修補奥書) 「延享二歲次乙丑閏十二月十五日令修治収/金剛藏了/僧正賢賀^{春秋六十二}

5、東寺觀智院乙本(又別第三二函第22号)

○南北朝時代文和三年写、粘葉装、朱点(句切点、南北朝時代)

(奥書) 天養二季首夏十三日以恵什闍/梨本寫之 権大僧都寛信 (以上本奥書)

文和三季四月廿日於勸修寺竹林/房書寫了 権少僧都杲寶/一枚了

(修補奥書) 「延享二歲次乙丑閏十二月十五日令繕装収納/金剛藏早/僧正賢賀^{俗六十二齒}

高山寺に鎌倉初期の写本が三本、東寺觀智院に南北朝時代の写本が二本伝えられている。1は覚経筆の承元二年(一二二〇八)の写本で、喜多院点の加点が存する。本奥書に、東大寺東南院別所である山城国の光明山の名が見えるものである。

2・3は高山寺蔵の鎌倉初期写とされる資料で、訓点はない。4は、東寺観智院の蔵本で、貞治三年(一三六四)の写本、訓点はない。5は、文和三年(一三五四)の杲宝の写本であって、本奥書には、天養二年(一一四五)に法務寛信が恵什闍梨本を書写した旨を伝えるものであり、醍醐寺・勧修寺辺にも一字頂輪王儀軌音儀が伝えられていたものと認められる。この本には朱点が残るが、句切点のみである。

管見の及んだ、以上の六本の内、訓点の存するものは、三本、そのうち、資料5は、句切点のみである。仁和寺蔵院政期写本と、資料1の高山寺蔵甲本には、共に喜多院点の加点が存する。

一字頂輪王儀軌音義には、本文の字句の差異から二系統の本文が存することは、築島・小林両博士によって明らかにされたところである。以下に音義部分の対校表を掲げる。⁽²⁾

仁和寺本は、音義部分の「62特進」以下の記載の存すること、右の表「35織」字の音義に「傘字同也」の部分が残ること、高山寺甲本に近く同系統の本文であると考えられる。

《表一》

被注字	仁和寺本	高山寺甲本	高山寺乙本	高山寺丙本	観智院甲本	観智院乙本
1 爍	音尺阿反／訓須留	音尺阿反／訓須留	音尺阿反／ 訓須留	音尺阿反／ 訓須留	音尺阿反／ 訓須留	音尺阿反／訓須留
2 令	善／也	善／也	善也	善也	善也	喜「善イ」(右)／也
3 故	實／也	實／也	實也	實也	實也	實也
4 纂	衣良／布	衣良／布	衣良／布	衣良／布	衣良／布	衣良／布
5 揀	可尔／反	可尔反	可尔反	可尔反	可尔反	可尔反

17 瑜伽	16 噉	15 珮	14 曼茶羅	13 拭	12 磨	11 蕪	10 葷	9 葷	8 蕪	7 騎	6 族性
梵語此／ 云相應	布々／无	於布毛乃 波江反川／	且壇也 梵語此／	志憶反／川波久	須／留	加須 知／益／反止良／	鬼尔／反	許于／反	万太久 婆句反川／	支伊反／乃留	四姓／也
□	布々／「无」	於布毛乃 波江反川／	「壇」也 梵語此且／	志憶反／ 「川波久」	須／留	止良加須 知益反／	鬼尔／反	許其毛「手」／反	川万太久 婆句反／	支伊反／乃留	四姓也
相應	布々／无	於布毛乃 波江反川／	且壇也 梵語此／	志憶反／ 川波久	須留	止良加須 知益反／	鬼尔反	許其／反	川万太久 婆句反／	支伊反／乃□	四姓也
相應	布々／无	於布毛口 波江反川／	且壇也 梵語此／	志憶反／ 川波久	須□	良加須 知益反止／	鬼尔／反	許其／反	川万太久 婆句反／	支伊反／乃留	四姓／也
相應	布々／无	布毛乃 波江反川於／	且壇也 梵語此／	志憶反／ 川波久	須／留	止良加須 知益反／	鬼尔反	許其反	川万太久 婆句反／	支伊反／乃留	四姓也
云相應	布々／无	於布毛乃 波江反川／	壇也 梵語此且／	志憶反／川波久	須留	止良加須 知益反／	鬼尔反	許于反	万太／久 婆句／反川／	支伊反／乃留	四姓也

18滑	果知反奈／ 太良加尔	「果知」反奈／ 太良(加)(右補)尔	果知反／ 奈太良加尔	果知反／ 奈太良尔	果知反／ 奈太良加尔	果／知／反奈太／ 良加尔
19側	祖波／无	□「波」／无	祖波无	祖波／无	祖波无	祖波无
20押	於／須	於／須	於須	於須	於須	於須
21鋒銳	上止加利／ 下止志	上止「加」□／ 下止□	上止加利／ 下止志	上止加利／ 下□志	上止加利／ 下止志	上止加利／ 下土志
22素月	上白也	□□□	上白也	上白／也	上白也	上白也
23拇	於保／由比	於保／由比	於保由／比	於保／由比	於保由比	於保由比
24柱	左々／布	左々布	左々／布	左々布	左々布	左々布
25剋	能／也	□也	能也	能也	能也	能／也
26額	比太比／ 音加支／反	比太比／ 音加支反	比大比／ 音知支反	比大比／ 音加支反	比大比音／ 加支反	比太比／ 音加支反
27腕	太々／牟支	太□／「无」支	太々牟／支	太々牟／支	太々牟支	太々至支
28腿	于都／毛々	千「手」(朱)□毛々	于都毛□	千都毛□	于都毛々	于都毛々
29脳後	于奈／久保	千「手」(朱奈久保	于奈久保	千奈久保	于奈久保	于奈／久保
30股	毛々	毛々	毛々	毛々	毛々	毛々
31叉	阿左／布	阿左／布	阿左布	阿左下補布	阿左下補布	阿左布
32胜	比／左	比左	比左	比左	比左	比左

平安時代の儀軌訓読に於ける音義の利用

47昏	46午	45晨	44寃	43由	42搯	41盤	40微	39修者	38調	37劇	36嬋娟	35繖	34悉地	33寫
由布／戸	馬／時	阿志／太	苑反／阿太	猶／也	取／也	和加／奴	无／也	奈止／止	志良／部	甚／也	上禪反下／捐反太 □／也加奈／留狀也	左尔反川□／ 左傘字同□	此云／成就	□／也
由布／戸	馬／時	阿志／太	苑反／阿〔太〕	猶也	取也	和加／奴	无也	奈止／々	志良／部	甚也	上禪反下捐反太乎 也／加奈留狀也	左尔反川／ 加左傘字同也	此云／成就	□也
由布戸	馬時	阿志太	苑反／阿太	猶也	取也	和加／奴	无也	奈／止々	志良／部	甚也	上禪反下捐反 ／太乎也加奈 留狀也	左尔反／ 川加左	此云成就	□也
由布／戸	馬／時	阿志／太	苑反／阿太	猶也	取也	和加奴	无也	奈止々	志良部	甚也	上禪反下捐反 ／太乎也加奈 留狀也	左尔反／ 川加左	此云成就	□也
由布戸	馬時	阿志太	苑反／阿太	猶也	取也	和加奴	无也	奈止々	志良部	甚也	上禪反下捐反 ／太乎也加奈 留狀也	左尔反／ 川加左	此云成／就	□也
由布戸	馬時	阿志太	苑反／阿太	猶也	取也	和加奴	无也	奈止々	志良部	甚也	上禪反下捐反／太 乎也加奈留狀也	左尔反／ 川加左	此／云／成／就	□也

48暮	由不／戸	由不／「戸」	由不／戸	由不／戸	由不／戸
49燼	毛江／久比	毛江／久比	毛江久／比	毛江久比	毛江久比
50哈	【冷】阿万／子久	阿万／子久	阿万子久	阿万子／久	阿万子久
51鎮	於／久	於久	於久	於久	於久
52搜	阿奈／久留	阿奈／久留	阿奈久／留	阿奈／久留	阿奈久留
53間	左／加／布	左加／布	左加布	左加布	左加布
54齊	保／祖	保祖	保祖	保祖	保祖
55秘	都知／反	都知／反	都知	都知反	都知反
56翫	保知／反	保知／反	保知反	保知反	保知反
57師	川伊／久左	川伊／久左	川伊久左	川伊久左	川伊久左
58帥	水尹反川／ 尹久左公	水洋反川／ 尹久左公	水尹反／ 川尹久左公	水□□／ 川尹□□□	水尹反川尹久 ／左公
59臺	以土高作／ 上云臺	以土高作上／ 云臺	以土高作／ 上云臺	以土高佑上／ 云臺	以土高作上云 臺
60閣	以木／高構／ 云／尔	以木高／ 構云尔	以木高／ 構云尔	以木高／ 構云尔	以木高構／ 云尔
61形服	与祖／比	与祖比	与祖比	与□□	与祖比
62特進	此正二／品也	此正□／品也			此正二／品也

平安時代の儀軌訓読に於ける音義の利用

63 試	之／尹／反此懸名而不為務／時用此字解准之	之尹反此懸名而不為／務時用此字餘准之						之尹反此懸名而不為／務時用此字餘准之
64 鴻	此鷹中／大云鴻	〔此雁中大／云鴻						此鷹中大云／鴻
65 臚	此鷹乃加太波良乃之志奈／利此二字是司名准此上治／部省／等	此雁乃加太波良乃之志奈利此／二字是司名准此土治部省等						此鷹乃／加太波良／之志奈利此二字是司名／有此土治部省等
66 卿	此即其／司上也	此即某／司上也						此即其／司上也
67 大興善寺	此長／安京／內在寺也直云興／善寺者是尼寺也	此長安京內在寺也直云興／善寺者是尼寺也						此長安京內在／寺也直云興善／寺者是／尼寺也
68 沙門	此梵語／略也具／云志良摩爾奈／此云息惡修善	此梵／語略／也具云志良摩爾奈／此云息惡修善						此梵語略也具云志良摩爾奈此云息惡修善
69 大廣	此王／賜号	此王賜／号						此王／賜号
70 不空	此灌頂時号／也正名智藏	此灌／頂時／号也／正名／智藏						此灌／頂時／号也／正名／智藏
71 詔譯	上字汎公／口所出云／命也公被百官時云詔也官告／民時云誥也民永法受	上字汎公口所出云命也公被百官時／云詔官告民時云誥也民承法受片／時						上字汎公口所出云命也公被百官時云詔也官／告民云誥也民永法受行時云

片時云／令也但詔 上初二字／同用之 後問知之	云令但詔与勅二字 ／同用之後問知之				令也但詔与勅／二 字同用之後問知之
------------------------------	----------------------	--	--	--	----------------------

*「」は欠損を示す。

仁和寺本と、高山寺甲本との音義部分の異同例は、9・28・29・55・58・63・64・65・66・71の十項目にわたって存し、多くはないがこのうち「55秘」については後に問題とする。

仁和寺には、右の他に「仁和寺尊壽院」朱印、「寛文九年冬閏十月上旬以心蓮院経藏之古本寫之／虫損之字書残之以餘本可書補之／一交了 顯證／今朝地動」の奥書をもつ寛文九年写顯證本が存するが、当該の仁和寺藏院政期写本の本文と非常に近く、⁽³⁾右の伝本が仁和寺心蓮院本であるなどの所蔵状況から直接の親子関係を推定することも可能であろう。

二、一字頂輪王儀軌音義と一字頂輪王瑜伽念誦儀軌の訓読

先にも述べたごとく、一字頂輪王儀軌音義が空海の眞撰であろうと、または、別人の撰であろうと、少なくとも済暹・覚鏡・心覚の時代には、空海撰と信じられていたものであったことは、御作目録類に登載されていることから伺い知ることが出来るよう。本音義が、音義である以上、所依の儀軌の訓読の場と連動した形で作成されたはずであり、又、本音義の書承伝承の間に、訓読に利用されたことも考え得るところであろう。

本音義の所依の儀軌の訓点資料としては、以下に掲げた如き資料が管見に入った。

A、高山寺藏一字頂輪王瑜伽念誦儀軌(重文第I部209号・薄青点【喜多院点】)

○平安時代寛治七年写、粘葉装、朱点(仮名)、中院僧正点、院政期)、薄青点(仮名)、喜多院点、院政期)、墨点(仮名)、

平安時代の儀軌訓読に於ける音義の利用

し薄青の喜多院点を加點しており、本資料も証印本を伝領したものであることから、この薄青の喜多院点は、玄證の加點と認められる高野山関係の資料であると考えられる。又、裏表紙「玄證之」の識語もこれを裏付けるものであろう。資料Bは、資料Aに加點された中院僧正点で、あるいは、資料Aの朱書奥書の「兼範」の加點によるものかも知れないが、これも、真言宗高野山の関係資料である。資料Aに加點された墨点は、證印によるものかと推定されるが、その加點例は多くはない。高山寺にはこの他證印本を何点か伝える。證印は高野山にあつて円堂点の使用者であり、又、おおく中院僧正点の所用資料に墨点を加えており、證印自身も中院僧正点を使用したと認められる節もある。⁽⁴⁾ここではこの墨点も資料Bとして取り扱うこととする。資料Cは、嘉承二年(一一〇七)の円堂点の加點の存する資料で、奥書に林寛の名前の見えるものである。奥書の僧・林寛、弁眞ともに、仁和寺の僧で、仁和寺関係の訓点資料と判断される。⁽⁵⁾資料Dは、鎌倉時代建久四年の東大寺点の加點資料である。奥書には、神護寺・高尾本と見えているが、親本は、理明房興然の本である。興然は、先に掲げた音義、東寺觀智院乙本の本奥書に認められる法務寛信の孫弟子である真言宗小野流の僧侶である。⁽⁶⁾

さて、以下に一字頂輪王儀軌音義の音義部分と以上の訓点資料の訓読とを対照させた一覧表を掲げる。四種の訓点資料の訓読の用例は、主として仮名点の加點の存する用例を対照したもので、該当資料に仮名点の加點のないものは、原則として該当は空白とした。又、音義部分には後に述べる理由によつて仁和寺藏院政期写本を掲げた。

一字頂輪王儀軌音義と、四種の儀軌の訓読とを比較すると、例1では喜多院点において「シャ」「シヤク」、円堂点において「ラク」と読まれ、音義は喜多院点の形態に符合する。例4は、喜多院点で訓読、円堂点と東大寺点では音読で、音義の形は、喜多院点と等しい。5は、音形不明ながら喜多院点は音読。中院僧正点の引用注は音義出自のものではない。7・8の例は音義の形態と中院僧正点・円堂点・東大寺点の形が符合するものではあるが、喜多院点の形も音義と矛盾するものではない。9は円堂点の形が異なる。10は、東大寺点の引用注が音義出自のものではない。11以下13まで

18滑	17瑜伽	16噉	15珮	14曼茶羅	13拭	12磨	11蒨	10葷	9菝
果知反奈 太良加尔	梵語此 云相應	无布 <small>ク</small>	波江反川 於布毛布	且壇也 梵語此	志憶反 川波久	須留	知／益／反止良 加須	反鬼尔	反許于
令細滑（下欄外） <small>ナタラカ</small>		噉 <small>フ、ミ</small> 豆菝 <small>コをも</small>		泥 <small>スリ</small> 拭 <small>ハケ</small> 曼茶羅 <small>に</small>		磨 <small>スリて</small> 白檀香 <small>を</small>	蒨 <small>トラカス</small> （下）蒨 <small>トラカス</small>	葷 <small>クシ</small> （去）	豆菝 <small>コをも</small>
		噉 <small>クム</small> 豆菝 <small>コをも</small> 塗香 <small>を</small>							豆菝 <small>コをも</small>
		噉 <small>クム</small> 豆菝 <small>コをも</small> 塗香 <small>を</small>						葷 <small>クシ</small> （平）	豆菝 <small>コをも</small>
								葷 <small>クシ</small> 「野云反曼茶羅反」	

平安時代の儀軌訓読に於ける音義の利用

28 腿	27 腕	26 額	25 剋	24 柱	23 拇	22 素月	21 鋒銳	20 押	19 側
毛 <small>く</small> 于都 <small>と</small>	太 <small>た</small> 々 <small>た</small> 牟支 <small>むし</small>	比太比 <small>ひたいひ</small> ／ 音加支 <small>おんか</small> ／反 <small>はん</small>	也 <small>や</small> 能 <small>のう</small>	布 <small>ふ</small> 左 <small>ひだり</small> く <small>く</small>	由 <small>よし</small> 於保 <small>おほほ</small> 比 <small>ひ</small>	上 <small>かみ</small> 白也 <small>しろ</small>	上 <small>かみ</small> 止 <small>とど</small> 加利 <small>かり</small> 下 <small>した</small> 志 <small>し</small>	須 <small>す</small> 於 <small>おほ</small>	无 <small>な</small> 祖波 <small>そな</small>
左 <small>ひだり</small> 手 <small>て</small> に承 <small>う</small> 右腿 <small>みぎあし</small> モウツ <small>を</small>	腕 <small>うで</small> 表 <small>うら</small> 師子座 <small>ししざ</small> クムキ <small>は</small> す <small>を</small>	印 <small>しるし</small> 心額 <small>こころがけ</small> 喉頂 <small>のどたけ</small> サ <small>を</small>	剋疾 <small>こつしやく</small> 證 <small>あかし</small> 菩提 <small>ぼだい</small> ヨクスマミヤカ <small>に</small> へし <small>を</small>	柱 <small>はしら</small> 大背 <small>おほせ</small> サ <small>へて</small> の <small>を</small>	握 <small>にぎ</small> 拇 <small>ゆび</small> オホユビ <small>を</small>	如 <small>ごと</small> 素月 <small>そげつ</small> の <small>（下欄外）</small> 白 <small>しろ</small>	皆 <small>みな</small> 鋒銳 <small>とがれり</small> トカリ <small>トシ</small>		側 <small>わき</small> 塞 <small>ふさ</small> 如 <small>ごと</small> 胡麻 <small>こま</small> シ <small>の</small>
							皆 <small>みな</small> 鋒銳 <small>とがれり</small> サギ <small>トカレリ</small>		
右 <small>みぎ</small> 腿 <small>あし</small> モ <small>を</small>									

39 修者	38 調	37 劇	36 嬋娟	35 織	34 悉地	33 寫	32 脛	31 又	30 股	29 脳後
止 奈止	部 志良	也 甚	□ 上禪反下 / 捐反太 也加奈 / 留状也	左傘字向 □ 左尔反川 □	成就 此云	□ / 也	左 比	阿左 / 布	く 毛	久保 于奈
	應以美韻調 <small>シラへを</small>	一切 劇 <small>の謀</small> 炎蒸 <small>を</small>	嬋娟 <small>セロエン クヲヤカナル</small>	白払 <small>カサ</small> 織 臺閣			左脛 <small>の</small> <small>ヒサ</small>		押し 右股 <small>のモ、を</small>	至 脳後 <small>て ウナクホに</small>
			嬋娟 <small>ウルハシクナホヤカナル (悪)</small>							
			嬋 <small>(去)</small> 娟 <small>(平)</small> <small>ウルハシクナホヤカナル</small>	白払 織臺閣 <small>とサン と と</small>					押し 右股 <small>モ、を</small>	
		劇 <small>「寄道反」</small>	嬋娟 <small>ウルハシクナホヤカナル</small>							

平安時代の儀軌訓読に於ける音義の利用

49 燼	48 暮	47 昏	46 午	45 晨	44 寃	43 由	42 招	41 盤	40 微
久毛比江	戸由不	戸由布	時馬	太阿志	阿苑反 太宛	也猶	也取	奴和加	也无
无 灰燼 <small>モエタヒ</small>		三謂晨午昏 <small>ハ三謂晨午昏 ユフヘ</small>			魔寃不能侵 <small>(下欄外)アタ</small>	由如佛 <small>ナラシ(セ)よの</small>	招一珠 <small>トリてを</small>	盤 <small>ワカネ(ワケ?) ワカネ</small>	不得微 <small>レレモ ナキコト</small> 闕少 <small>コト</small>
						由如佛 <small>ししの</small>	招一珠 <small>ヒキを</small>	盤 <small>ワカネテ</small>	不得微 <small>しし</small> 闕少 <small>スルコト</small>
					魔寃 <small>オシ</small>	由如佛 <small>ナラシよの</small>	招一珠 <small>ヒテを</small>	盤 <small>カサネテ</small>	
						由如青蓮葉 <small>ナラシ</small>	招一珠 <small>トリシキを</small>	盤 <small>カサネテ</small> (上)「ワカネテ」 「槃」	

59 臺	58 帥	57 師	56 香	55 秘	54 齊	53 間	52 搜	51 鎮	50 哈
以上高作 上云臺	水尹反川 尹久左公	久左 川伊	反保知	反部知	祖保	布左加 ／	久阿奈 留	久於	子阿万 久
		為 師 <small>イクサト</small>	香秘 秀香 <small>ホナナリ</small>			无間 <small>サマコト</small> 一切時 <small>ノヒ</small>		鎮左 の 脛 <small>ヒザ</small>	
			香香 <small>カウカウ</small> 秀香 <small>カウハシキ</small> 感				搜括 <small>サリクマテ</small>		
			香秘 <small>カウハシク</small> 香秀 <small>カウハシキヲ</small>				搜括 <small>サリクマテ</small>	鎮左 の 脛	
			香秘 <small>カウハシク</small> 香秀 <small>カウハシキを</small>				搜括 <small>サリクマテ</small> クワン		

平安時代の儀軌訓読に於ける音義の利用

60 閣	以木／高構／ 云／尔			
61 形服	与祖 比	形服 <small>ヨツホヒ</small> と 如素月 <small>シ</small>		

の例は、喜多院点の訓読は、音義と一致する。16は、喜多院点「フフム」で音義と等しく、中院僧正点・円堂点は「カム」に訓ずる。19の例も喜多院点は、音義に等しい。21は、喜多院点「トガリ トシ」で音義に一致し、中院僧正点「サキトガレリ」は音義とは異なる。22の喜多院点の下欄外書入注は、音義出自と認められる。23より27・29・32の例も喜多院点は音義と一致する。28は、喜多院点に音義の形が認められ、円堂点はこれに異なる。30は、喜多院点・円堂点ともに音義に等しい。35の例は、喜多院点訓読・円堂点音読であるが、共に音義とは矛盾しない。36は、喜多院点においては文撰読みをされたものと推定される例であって、音義の記載事項、注の形態「太平也加奈留状」にかなうものである。一方、中院僧正点・円堂点・東大寺点では、音義の記載にあわない。37の喜多院点右傍書入も音義の記載と符合すると考えられる。38も音義は、喜多院点に合う。40は、喜多院点は音義に叶っているものの、中院僧正点は「スコシ」と訓じたものと考えられる。41は喜多院点とともに、中院僧正点・東大寺点にも音義と一致する訓が認められる。42は、喜多院点と東大寺点に音義と等しい形態が認められ、中院僧正点・円堂点では「ヒク」、東大寺点別訓では「シク」訓が認められて、音義とは異なる。44は喜多院点下欄外書入の和訓が音義と一致し、円堂点の字音読も音義に矛盾するものではない。45・47・49は喜多院点が音義に等しい。51は喜多院点が音義に等しく、円堂点は別形である。52は、喜多院点に加点がなく、中院僧正点・円堂点・東大寺点に加点が存するものの、その形態は、音義に合わない。53・57・61共に喜多院点は音義に一致する。55・56の例は、喜多院点音読で音義に一致し、他は訓読で音義には和訓の登載がなく合わない。

以上の比較のごとく、一字頂輪王儀軌の訓点資料について、その訓読を音義との関係で比較する限り、その一致率の

高いものは、喜多院点加點の資料である。その一致率は他に比べて極めて高く、儀軌の訓読において、音義を使用した結果であると認めて矛盾はないものと考えられる。⁽⁷⁾ しかも、喜多院点における音義の利用は、万葉仮名和訓はもとより、字音注、義注にまで及び、義注も「37甚」、「22白」の如く漢字のままの書入の存する一方、2や25 40 42 43の如く仮名に置き換えられたものと覚しき例までが存し、音義の種々の要素が利用されたものと認められる。一方、同じく真言宗関係の加點資料ではあつても、中院僧正点・円堂点・東大寺点の加點資料の訓読については、音義とままた一致する例は存するものの、これらのラコト点の加點資料の訓読の背景に一字頂輪王儀軌音義が存したとは認めにくいように考えられる。一字頂輪王儀軌音義の東寺觀智院乙本には、天養二年の本奥書が存して、寛信の名前が見えており、真言宗小野流（醍醐寺・勤修寺辺）に音義が存したものと認められるにも関わらず、管見の限り、これを東大寺点資料などの訓読に利用した証はない。

即ち、一字頂輪王儀軌音義を一字頂輪王儀軌の訓読に積極的に利用したのは、真言宗も喜多院点加點資料が示す学統においてであつたものと認められ、こうした方法によつて表出したものが喜多院点資料の訓読語の特色の一であると把握される。またこの事は、音義の側で、一字頂輪王儀軌音義に対するラコト点の加點が喜多院点のみ認められることも運動しているように考えられる。

喜多院点において、音義が訓読に利用されていることは右に確認したが、その利用は、音義の音訓や意義注を書入注などの形で訓読に対して補助的に参照したのではなく、訓読語に直接的に反映する形で取り込まれたものであることは、右の表二中の音義と喜多院点訓読例とを対照させれば明白であろう。即ち、音義における和訓の掲出は、活用語において終止形で掲げられているが、喜多院点の訓読では構文上の位置によつて、しかるべき活用形が採られている。この事から、儀軌の訓読において、訓読の結果成立する訓読文のなかに取り込まれていることは明かであろう。但し、喜多院点における音義所出の訓点の加點は、欄外であつたり、左傍であることが目立つ。この事については、該当高山寺

本資料Aには、喜多院点に先行して資料Bとした朱点と墨点の加点が存することを考慮する必要がある。ただ、例えば、表二の例13などは、喜多院点において音読と訓読の両形が存するものであり、原本該当字の右側は空白でありながら左傍に加点されている。こうした状況を重視すれば、真言宗の喜多院点所用の字統においては一字頂輪王儀軌の当時一般に存した訓読の枠のなかに二次的に音義出自の訓読が持ち込まれた可能性は高いものと判断される。この事から、音義出自の語が訓読のなかで如何なる位置を占めたものであるのかは注意を要するものと考えられる。

この喜多院点の訓読について、音義の訓読への利用がいかなる場で、いかなる僧侶の創案のもとに行われたものであるのかは今の所明かではない。推測の域を出ないが、恐らくは、高山寺本資料Aの加点者玄證の創案によるものではなく、例えば、一字頂輪王儀軌音義高山寺甲本の奥書によれば、光明山にも音義が存した由であり、佛書の訓読について意を注いだと認められる實範などの創始とみることが出来るかも知れないが、今後の実証に待ちたい。ただ、古く、たとえば平安初期などからの伝承でなかるう事は、消極的にはあるが、平安初期の訓読語に認められる特徴的な語、助詞「い」などをはじめとする語の出現が確認されないことよって推測されるところである。

最後に、高山寺本の玄證加点の儀軌に利用された音義は、仁和寺藏の院政期写本の形態であつたことについて述べておく。音義と儀軌の訓読を対照した表二の例55は、高山寺本玄證加点の喜多院点では、「へち」の音形を与えている。儀軌の他資料はいずれも訓読である。この喜多院点加点資料の読みも、一字頂輪王儀軌音義によつたものと推定されるが、表一に掲載した音義本文の対照表一の例55のごとく、この字については、仁和寺本のみ「部知反」であつて、他は「都知反」となっているものである。この点を重視すれば、高山寺本の喜多院点加点の背景には、仁和寺藏院政期写本の如き形態の音義が存するものと推定される。

既に字音資料については鎌倉時代における本邦撰述の音義の利用が説かれている⁽⁸⁾。筆者は寡聞にして平安鎌倉時代の仏書訓読において本邦撰述の音義が、訓読文に直接反映する形で利用されたものを他に知らないが、訓読という言語的営為に関わって、本邦の撰述に限らず注釈書、韻書や類書類、類聚名義抄などの辞書が利用されたことは、訓点資料類にその書込が現存することで裏付けられる。しかし、こうした引用が、訓読という言語的営為のどの段階で利用されたものか、又、訓読という仕組みにどのように関与したものかは書込だけからでは明かではない。本稿に取り上げた一字頂輪王儀軌とその音義においては、訓読文を形作る上での一部として、音義中の種々の形態の注が言葉のレベルで利用されたものであったことを論証しようと試みた。右の検討の結果、こうした方法を用いたのは、真言宗でも平安後半期の喜多院点というラコト点を使用する僧侶集団において認められるものであることが判明した。この事は、一字頂輪王儀軌の訓読において、喜多院点資料の訓読語の特色となっているものと考えられる。

注

- (1) 築島裕・小林芳規「高山寺本一字頂輪王儀軌音義について」(『国語学』第七十一集、昭和四十二年十二月)。高山寺典籍文書総合調査団編『高山寺古辞書資料第一』第二部金剛頂經一字頂輪王儀軌音義、築島裕・小林芳規解説(昭和五十二年三月、東京大学出版会)。
- (2) 高橋宏幸『金剛頂經一字頂輪王儀軌音義』攷(上)(『国文学論考』第二十六号、平成二年三月)において、被注字等の整理がなされている。
- (3) 注1、『高山寺古辞書資料第一』第二部金剛頂經一字頂輪王儀軌音義訓釈諸本対照表(昭和五十二年三月)参照。
- (4) 證印の円堂点所用例は確例が存する。又、中院僧正点の所用僧であったらしいことは、高山寺蔵秘密漫荼羅教付法傳(重文I部第199号・中院僧正点)などにより推定されよう。

